厳しい雇用失業情勢において、安定的な雇用を実現するためには、これまで以上に高い職業能力が求められることから、就職の実現に必要とされる知識・技能を習得するための長期間の訓練を積極的に設定することで、就職率の向上を図ることとする。また、委託訓練については、就職実績に応じた委託費の支給を行うほか、離職者に対し個々の求人企業の具体的なニーズに即した職業能力を付与する職業訓練の実施を推進することにより、就職率の向上を図ることとする。

二　在職者訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、五万七千人とする。

(2)　在職者訓練の内容

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施する。

(3)　効果的な在職者訓練の実施のための取組

地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等の改善を行うこととする。

三　学卒者訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、五千九百人とする。このうち、四千二百人については専門課程による公共職業訓練として、千六百人については応用課程による公共職業訓練として、百人については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。また、専門課程による公共職業訓練の対象者数のうち、三百人については、日本版デュアルシステムとして実施するものとする。

(2)　学卒者訓練の内容

学卒者訓練については、高等学校卒業者等を対象に、ものづくり現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施する。

(3)　効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うこととする。また、学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図ることとする。

四　障害者に対する公共職業訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する障害者に対する公共職業訓練の対象者数は、一万三千二百人とする。このうち、九千六百人については、委託訓練として実施するものとする。

(2)　障害者に対する公共職業訓練の内容

障害者に対する公共職業訓練については、その身体的又は精神的な事情等に配慮し、特に一般の公共職業能力開発施設において公共職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対して、障害者職業能力開発校において個々の受講者の障害の程度、特性等に応じた公共職業訓練を一層推進することとする。

また、地域における障害者の職業能力開発の拠点づくりを進めるため、都道府県立職業能力開発校において、知的障害者等を対象とした公共職業訓練を引き続き実施するとともに、発達障害者を対象とした公共職業訓練コースを推進する。

さらに、障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応した機動的な公共職業訓練を実施するため、民間教育訓練機関、特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十四条に規定する子会社をいう。）、重度障害者多数雇用事業所、社会福祉法人等の委託先を開拓して行う委託訓練を障害者向けの日本版デュアルシステムを導入するなど、訓練内容の充実を図りながら、引き続き推進する。また、都道府県及び政令指定都市において、福祉施設、特別支援学校、在宅就労支援団体等関係機関との連携体制を確立することにより、障害者の職業能力の開発及び向上の一層の推進を図ることとする。

(3)　効果的な公共職業訓練の実施のための取組

障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科の見直しを行うこととする。また、公共職業訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図ることとするほか、当該訓練の受講者に対し、公共職業安定所等との連携強化の下、当該訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図ることとする。

また、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、都道府県障害福祉計画（障害者自立支援法第八十九条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ、障害者福祉施策との密接な連携を図ることとする。

第四部　公共職業訓練の実施に当たって公共職業能力開発施設が行うべき事項等

一　関係機関との連携

公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たっては、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面にわたり十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うこととする。

二　受講生の能力及び適性に応じた公共職業訓練の実施

公共職業能力開発施設は、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、労働者のキャリア形成を支援する能力開発支援アドバイザー及び個々の求職者の能力及び適性に即した実践的な訓練コースのコーディネイト等を行い円滑な委託訓練の実施を支援する事業主委託訓練円滑化アドバイザーを活用することにより、受講者の能力及び適性に応じた公共職業訓練を実施することとする。

三　公共職業訓練の委託先への就職指導等の実施

公共職業能力開発施設は、巡回就職支援指導員を活用し、委託先への就職支援の指導、情報提供等を実施することにより、委託訓練の就職率の向上を図ることとする。

○厚生労働省告示第百十八号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第一条第一項第一号の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病院等（平成二十一年厚生労働省告示第十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

表平成二十年十一月四日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十三年一月六日	大阪府医療対策協議会	平成二十三年四月一日から平成二十四年二月六日まで	りんくう総合医療センター

○厚生労働省告示第百十九号

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第四十一条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が同法第二十八条第三項に規定する短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を自ら行うこととしたので、同法第四十一条第二項の規定により公示する。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　実施しようとする短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の範囲　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十八条第三項に規定する短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務（雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第四十八号）附則第二条第四十項の規定によりなお従前の例によることとされた短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給に関する業務を除く。）

二　短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の開始の日　平成二十三年四月一日